

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第103期第3四半期(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)
【会社名】	日本通運株式会社
【英訳名】	NIPPON EXPRESS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川合正矩
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番3号
【電話番号】	03(6251)1111
【事務連絡者氏名】	財務部長 斎藤 充
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番3号
【電話番号】	03(6251)1111
【事務連絡者氏名】	財務部長 斎藤 充
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号) 日本通運株式会社 大阪支店 (大阪府北区梅田三丁目2番103号) 日本通運株式会社 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南四丁目11番39号) 日本通運株式会社 札幌支店 (札幌市北区北七条西四丁目5番地1) 日本通運株式会社 神戸支店 (神戸市中央区浜辺通四丁目1番21号) 日本通運株式会社 横浜支店 (横浜市中区海岸通三丁目9番地 横浜ビル)

(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧すべき場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため備えるものであります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第103期 第3四半期 連結累計期間	第103期 第3四半期 連結会計期間	第102期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高	(百万円)	1,427,081	475,182	1,901,433
経常利益	(百万円)	33,747	10,933	55,964
四半期(当期)純利益	(百万円)	15,914	5,093	36,439
純資産額	(百万円)	-	501,740	520,823
総資産額	(百万円)	-	1,301,209	1,297,406
1株当たり純資産額	(円)	-	470.83	489.26
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	15.26	4.88	34.94
自己資本比率	(%)	-	37.73	39.33
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	94,754	-	90,096
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	77,650	-	105,299
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	12,415	-	10,203
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	-	170,556	144,639
従業員数	(名)	-	70,672	69,177

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	70,672 (23,649)
---------	--------------------

- (注) 1. 従業員数については、出向社員、休職派遣社員は除いております。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数(名)	39,770 (11,803)
---------	--------------------

- (注) 1. 従業員数については、出向社員、休職派遣社員は除いております。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの取り扱う輸送手段は鉄道、自動車、船舶等多岐にわたるとともに利用運送も行っており、輸送手段ごとの販売実績の的確な表示を行うことは困難であります。

このため生産、受注及び販売の状況については、「3 財政状態及び経営成績の分析」に示しておりますので記載を省略しております。

2 【経営上の重要な契約等】

ＪＰエクスプレス株式会社との吸収分割契約の締結

当社は、日本郵政株式会社との間で平成19年10月5日に締結された基本合意書、日本郵政株式会社及び郵便事業株式会社との間で平成20年4月25日に締結された統合基本合意書、並びに郵便事業株式会社との間で平成20年8月28日に締結された株主間契約書に基づき、平成21年1月23日開催の取締役会において、平成21年4月1日（予定）を効力発生日として、当社の宅配便事業を吸収分割によりＪＰエクスプレス株式会社に承継することを決議し、平成21年1月30日にＪＰエクスプレス株式会社との吸収分割契約を締結いたしました。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、個人消費が弱めの動きとなり、また、企業収益の大幅な減少を背景として、設備投資も減少するなど、景気は悪化傾向を強めながら推移いたしました。

物流業界におきましては、国際貨物の輸送需要が世界的な景気減速を受けて減少するとともに、国内貨物の輸送需要も減少傾向に歯止めがかからないなど、その状況は厳しさを増しながら推移いたしました。

このような経営環境のもと、当社グループの当第3四半期連結会計期間は、海外においてはアジア・オセアニア地域の取り扱いが増加したものの、国内において運送事業、販売事業が減少に転じたことにより、売上高は4,751億円となりました。

また、国内における運送事業、販売事業の取り扱い減少にくわえ、急激な円高による為替影響などにより、経常利益は109億円となりました。

四半期純利益については、投資有価証券評価損9億円を計上したことなどにより、50億円となりました。

事業の種類別セグメントの業績概況は以下のとおりであります。

(売上高の明細)

	当第3四半期 連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日) (百万円)
運送事業	395,989
販売事業	96,646
その他の事業	7,410
合計	500,046

(営業利益の明細)

	当第3四半期 連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日) (百万円)
運送事業	8,406
販売事業	833
その他の事業	158
合計	9,398

1. 運送事業

国内においては、倉庫や重量品・建設の取り扱いが堅調に推移しているものの、国内貨物、輸出入関連貨物ともに大幅な取り扱いの減少となったこと、海外においては、アジア・オセアニア地域の取り扱いが伸長したことなどにより、売上高は3,959億円となりました。利益面においては、大幅な売上高の減少にともない、営業利益は84億円となりました。

2. 販売事業

石油部門における取り扱いの増加はあるものの、景気減速の影響により他の部門の取り扱いが減少したことなどにより、売上高は966億円となり、また、営業利益は8億円となりました。

3. その他の事業

売上高は74億円となりましたが、営業費用の増加などにより営業利益は1億円となりました。

また、所在地別セグメントの業績概況は以下のとおりであります。

1. 日本

倉庫や重量品・建設が堅調に推移しているものの、他の運送事業は国内貨物、輸出入関連貨物ともに取り扱いが大幅に減少していることなどにより、売上高は4,206億円となりました。営業利益については、大幅な取り扱いの減少にともない、69億円となりました。

2. 米州

円高の影響はあるものの、航空・海運部門の取り扱いが堅調に推移したことなどにより、売上高は158億円となり、営業利益は8億円となりました。

3. 欧州

航空・海運部門の取り扱いが堅調に推移したことなどにより、売上高は179億円となり、営業利益は4億円となりました。

4. アジア・オセアニア

海運部門や域内輸送の取り扱いが増加したことなどにより、売上高は292億円となり、営業利益は11億円となりました。

(注) 記載金額には消費税等は含まれておりません。

(2) キャッシュ・フロー

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、1,705億円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において営業活動の結果得られた資金は521億円となりました。これは、税金等調整前四半期純利益91億円、減価償却費233億円となったほか、その他流動負債の増加などによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において投資活動の結果使用した資金は329億円となりました。これは、物流拠点の整備、車両の取得など設備投資の実施306億円などによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間において財務活動の結果得られた資金は191億円となりました。これは、短期借入金の増減額602億円、社債の償還による支出400億円などによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、平成20年4月11日開催の取締役会において、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が順守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議し、平成20年6月27日開催の第102回定時株主総会において、本プランの有効期間を平成23年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで延長することが承認されました。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきであると考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

基本方針の実現に資する取り組みについて

基本方針の実現に資する取り組みとして、最終年度に入った経営計画「パワーアップ3カ年計画」による取り組み、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び経営上の組織体制の整備、必要な施策の実施により、今後も、当社グループ全体の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めるとともに、より一層のコーポレート・ガバナンスの品質向上を図り、顧客や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼性を得るよう努めてまいります。

本プラン導入の目的

当社は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が順守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを導入することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が順守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については資料1をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プラン導入当初における独立委員会の委員には、資料2に記載の杉山雅洋、関 貴雄及び中村直人の3氏が就任しています。

また、平成20年12月31日現在における当社大株主の状況は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5)大株主の状況」に記載のとおり、大株主の異動は把握しておりません。なお、当社は現時点において当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

A 本プランに係る手続き

a 対象となる大規模買付等

本プランは以下の（ ）または（ ）に該当する当社株券等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

（ ）当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け

（ ）当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

b 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを順守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

（ ）買付者等の概要

（イ）氏名または名称及び住所または所在地

（ロ）代表者の役職及び氏名

（ハ）会社等の目的及び事業の内容

（ニ）大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

（ホ）国内連絡先

（ヘ）設立準拠法

（ ）買付者等が現に保有する当社の株券等の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況

() 買付者等が提案する大規模買付等の概要(買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、ならびに大規模買付等の目的(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨及び内容、なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。)を含みます。)

c 「本必要情報」の提供

上記bの「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記b()(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。

() 買付者等及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。)

() 大規模買付等の目的(「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数及び買付け等を行った後における株券等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。)

() 大規模買付等の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)

() 大規模買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)

() 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要

() 買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

- () 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- () 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- () 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- () 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

d 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の（ ）または（ ）の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

- () 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には60日間
- () その他の大規模買付等の場合には90日間

ただし、上記（ ）（ ）いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合には延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様が開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様が開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

e 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記dの当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の（ ）または（ ）に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

（ ）独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記bからdまでに規定する手続きを順守しなかった場合、または買付者等による大規模買付等が専ら買付者等の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお、資料3に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものとします。

（ ）独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

（ ）に定める場合を除き、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

f 取締役会の決議

当社取締役会は、eに定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

g 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記fの手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、（ ）買付者等が大規模買付等を中止した場合または（ ）対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告にもとづき、または勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

h 大規模買付等の開始

買付者等は、上記 a から f に規定する手続きを順守するものとし、取締役会において対抗措置の不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

B 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記 A f に記載の決議にもとづき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、資料 4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記 A g に記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記 A g に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

C 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成23年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとなっております。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

本プランの合理性

A 買収防衛策に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しています。

B 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記 に記載のとおり、当社株券等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

C 株主意思を重視するものであること

上記 C に記載したとおり、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

D 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

E 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 A に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

F デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 C に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

株主の皆様への影響

A 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の A に記載のとおり、買付者等が本プランを順守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

B 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき本新株予約権 2 個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式 1 株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記 A g に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式 1 株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

C 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

a 名義書換の手続き

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会において割当て期日を定め、これを公告します。割当て期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、新株予約権が無償にて割当てられますので、株主の皆様におかれましては、公告された割当て期日までに株式の名義書換手続きを行っていただく必要があります。なお、証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続きは不要です。

b その他の手続き

なお、割当て期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく必要が生じる可能性があります。(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)

以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則にもとづき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認下さい。

資料 1

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等）から、当社取締役会の決議によって選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランに係る対抗措置の中止または発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

資料2

杉山 雅洋（すぎやま まさひろ）

早稲田大学商学大学院 教授

昭和16年2月25日生

〔略歴〕

昭和46年4月 早稲田大学商学部助手

昭和49年4月 早稲田大学商学部専任講師

昭和51年4月 早稲田大学商学部助教授

昭和52年4月（旧）西ドイツボン大学法律国家学部客員研究員

昭和56年4月 早稲田大学商学部・大学院商学研究科教授

（平成16年 組織変更により早稲田大学商学大学院教授、現在に至る）

関 貴雄（せき たかお）

前当社常勤監査役（社外監査役）

昭和20年7月28日生

〔略歴〕

昭和43年4月 日本専売公社（現 日本たばこ産業株式会社）入社

平成9年6月 日本たばこ産業株式会社取締役印刷事業部長

平成11年6月 日本たばこ産業株式会社常務取締役企画グループリーダー

平成13年6月 日本たばこ産業株式会社取締役専務執行役員財務グループリーダー

平成14年6月 当社常勤監査役

（注）関 貴雄氏は、第102回定時株主総会において当社常勤監査役を退任いたしました
が、同氏は、当社業務全般に亘る豊富な知識を有していることから、引き続き社外有
識者の立場として、独立委員会委員に選任することを平成20年5月23日の取締役会に
おいて決議しております。

中村 直人（なかむら なおと）

中村・角田・松本法律事務所パートナー 弁護士

昭和35年1月25日生

〔略歴〕

昭和60年4月 第二東京弁護士会登録

平成10年4月 日比谷パーク法律事務所開設、パートナー

平成15年2月 中村直人法律事務所（現 中村・角田・松本法律事務所）開設、
パートナー（現在に至る）

資料3

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- 1．買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- 2．当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
- 3．当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
- 4．当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいは係る一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとして判断される場合
- 5．買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- 6．買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- 7．その他1．から6．までに準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

資料4

新株予約権無償割当ての概要

1．本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2．割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3．本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5．本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6．本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7．本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは、(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8．当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約

権を取得し、これと引き換えに本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9 . 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10 . 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,988,000,000
計	3,988,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,062,299,281	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は1,000株であります。
計	1,062,299,281	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年12月31日		1,062,299,281		70,175		26,908

(5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(注) 当第3四半期会計期間において、(株)三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行(株)、三菱UFJ証券(株)、三菱UFJ投信(株)、及びエム・ユー投資顧問(株)の計5社を保有者として(株)三菱UFJフィナンシャル・グループから平成20年10月20日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により平成20年10月13日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として、当第3四半期会計期間末における所有株式数の確認ができません。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	20,554	1.93
三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	25,117	2.36
三菱UFJ証券(株)	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	1,566	0.15
三菱UFJ投信(株)	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	6,976	0.66
エム・ユー投資顧問(株)	東京都中央区日本橋室町三丁目2番15号	1,249	0.12
合計		55,462	5.22

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年9月30日現在で記載しております。

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 19,441,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,036,803,000	1,036,803	
単元未満株式	普通株式 6,055,281		
発行済株式総数	1,062,299,281		
総株主の議決権		1,036,803	

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が23,000株(議決権23個)含まれております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式396株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本通運株式会社	東京都港区東新橋 一丁目9番3号	19,441,000		19,441,000	1.83
計		19,441,000		19,441,000	1.83

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	619	586	558	515	516	520	476	430	423
最低(円)	565	510	490	464	445	460	326	370	360

(注) 東京証券取引所市場第一部の株価によるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	174,792	147,739
受取手形	5 18,470	5 16,718
売掛金	265,566	283,638
たな卸資産	4 7,234	4 6,248
その他	54,939	45,238
貸倒引当金	1,194	1,453
流動資産合計	519,809	498,130
固定資産		
有形固定資産		
車両運搬具(純額)	32,189	36,148
建物(純額)	233,898	236,776
土地	169,850	168,501
その他(純額)	157,309	143,979
有形固定資産合計	1 593,248	1 585,405
無形固定資産	41,119	41,608
投資その他の資産		
投資有価証券	108,218	136,838
その他	40,965	37,415
貸倒引当金	2,152	1,992
投資その他の資産合計	147,031	172,261
固定資産合計	781,399	799,275
資産合計	1,301,209	1,297,406
負債の部		
流動負債		
支払手形	5 13,344	5 10,618
買掛金	147,299	169,000
短期借入金	139,280	77,607
未払法人税等	5,372	8,740
賞与引当金	9,013	21,637
その他	205,316	199,434
流動負債合計	519,625	487,039
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	181,563	174,178
退職給付引当金	49,895	53,653
その他	28,383	41,710
固定負債合計	279,842	289,543
負債合計	799,468	776,583

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	70,175	70,175
資本剰余金	26,908	26,909
利益剰余金	374,965	369,264
自己株式	11,515	11,504
株主資本合計	460,534	454,844
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	33,941	50,194
繰延ヘッジ損益	58	7
為替換算調整勘定	3,407	5,221
評価・換算差額等合計	30,474	55,408
少数株主持分	10,731	10,569
純資産合計	501,740	520,823
負債純資産合計	1,301,209	1,297,406

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
売上高	1,427,081
売上原価	1,338,434
売上総利益	88,646
販売費及び一般管理費	1 60,626
営業利益	28,020
営業外収益	
受取利息	938
受取配当金	2,317
持分法による投資利益	540
その他	6,213
営業外収益合計	10,010
営業外費用	
支払利息	3,201
その他	1,081
営業外費用合計	4,283
経常利益	33,747
特別利益	
固定資産売却益	596
その他	198
特別利益合計	794
特別損失	
固定資産処分損	2,143
投資有価証券評価損	2,237
減損損失	340
その他	988
特別損失合計	5,710
税金等調整前四半期純利益	28,832
法人税等	12,484
少数株主利益	433
四半期純利益	15,914

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
売上高	475,182
売上原価	446,824
売上総利益	28,358
販売費及び一般管理費	19,220
営業利益	9,138
営業外収益	
受取利息	273
受取配当金	426
持分法による投資利益	185
為替差益	917
その他	1,392
営業外収益合計	3,195
営業外費用	
支払利息	1,066
その他	333
営業外費用合計	1,399
経常利益	10,933
特別利益	
固定資産売却益	237
その他	58
特別利益合計	296
特別損失	
固定資産処分損	691
投資有価証券評価損	910
宅配便事業統合推進費用	442
その他	41
特別損失合計	2,085
税金等調整前四半期純利益	9,144
法人税等	3,926
少数株主利益	123
四半期純利益	5,093

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	28,832
減価償却費	66,187
受取利息及び受取配当金	3,256
支払利息	2 3,201
売上債権の増減額(は増加)	8,789
たな卸資産の増減額(は増加)	1,010
仕入債務の増減額(は減少)	14,720
その他	23,435
小計	111,458
利息及び配当金の受取額	3,388
利息の支払額	2 3,553
宅配便事業統合推進費用の支払額	605
法人税等の支払額	15,933
営業活動によるキャッシュ・フロー	94,754
投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	79,447
固定資産の売却による収入	6,938
その他	5,141
投資活動によるキャッシュ・フロー	77,650
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(は減少)	60,725
長期借入れによる収入	41,264
長期借入金の返済による支出	32,895
社債の償還による支出	40,000
配当金の支払額	10,612
その他	6,065
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,415
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,602
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	25,917
現金及び現金同等物の期首残高	144,639
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 170,556

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

1 連結の範囲に関する事項の変更

第1四半期連結会計期間より、新規の設立により華南日通国際物流(深セン)有限公司を連結の範囲に含めております。また、他の連結子会社との合併により蔦井物流サービス株式会社以下2社を、清算により株式会社G T・L I Sを除外しております。

第2四半期連結会計期間より、清算により日通高山運輸株式会社を除外しております。

また、当第3四半期連結会計期間より、他の連結子会社との合併により東根運輸株式会社を除外しております。

2 持分法の適用に関する事項の変更

第1四半期連結会計期間より、重要性の増加により株式会社オールエクスプレスを持分法適用関連会社を含めております。

3 会計処理の原則及び手続の変更

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

第1四半期連結会計期間より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年7月5日企業会計基準第9号)を適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

この変更にともなう影響は、軽微であります。

(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計

処理に関する当面の取扱い」の適用

第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年5月17日実務対応報告第18号)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

この変更にともなう影響は、軽微であります。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
<p>1 一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。</p> <p>2 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 繰延税金資産の回収可能性の判断については、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の検討において使用した将来の業績予測やタックスプランニングを使用しております。</p> <p>3 退職給付引当金 期首に算定した年間の退職給付費用については、期間按分した額を計上する方法によっております。また、数理計算上の差異及び過去勤務債務の年間費用処理額についても、期間按分することにより算定しております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
<p>税金費用の計算 税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。</p>

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
<p>有形固定資産の耐用年数の変更 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正を契機として、経済的耐用年数を見直した結果、第1四半期連結会計期間より、機械装置の耐用年数を変更しております。 この変更にともなう影響は、軽微であります。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	808,752百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額	778,397百万円
2 受取手形割引高	77百万円	2 受取手形割引高	62百万円
3 保証債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入れについて保証しております。		3 保証債務 連結会社以外の会社の金融機関等からの借入れについて保証しております。	
平成20年12月31日現在		平成20年3月31日現在	
保証先会社名	保証額 (百万円)	種類	
株式会社ワールド流通センター	916	借入保証	
株式会社神戸港国際流通センター	786	"	
四日市港国際物流センター株式会社	28	"	
従業員の住宅融資に対する保証	16	"	
株式会社ANA&JPエクスプレス	5	"	
太田流通センター運輸協同組合	0	"	
合計	1,754		
4 たな卸資産の内訳		4 たな卸資産の内訳	
商品及び製品	3,140百万円	商品及び製品	2,898百万円
仕掛品	1,752百万円	仕掛品	887百万円
原材料及び貯蔵品	2,341百万円	原材料及び貯蔵品	2,461百万円
5 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理につきましては、手形交換日をもって決済処理しております。		5	
なお、当第3四半期連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が四半期連結会計期間末日残高に含まれております。			
受取手形	1,481百万円		
支払手形	1,819百万円		

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は、次のとおりであります。	
人件費	32,534百万円
(うち賞与引当金繰入額)	1,293百万円
(うち退職給付引当金繰入額)	904百万円

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は、次のとおりであります。	
人件費	10,228百万円
(うち賞与引当金繰入額)	1,293百万円
(うち退職給付引当金繰入額)	314百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)	
現金及び預金勘定	174,792百万円
預入期間が3か月を超える 定期預金	4,057百万円
担保に供している定期預金	178百万円
現金及び現金同等物	170,556百万円
2 営業活動によるキャッシュ・フローの「支払利 息」及び「利息の支払額」については、販売事業 (リース事業)で売上原価に算入されている金融費用 (844百万円)を除いて表示しております。	

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	1,062,299,281

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	19,439,900

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,214	5.0	平成20年3月31日	平成20年6月30日	利益剰余金
平成20年10月31日 取締役会	普通株式	5,214	5.0	平成20年9月30日	平成20年12月5日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

4 株主資本の著しい変動に関する事項

(1) 剰余金の配当

「3 配当に関する事項」に記載のとおりであります。

(リース取引関係)

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載していません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)

当社グループは、デリバティブ取引にはヘッジ会計を適用しているため、注記の対象から除いております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	運送事業 (百万円)	販売事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	395,126	76,819	3,236	475,182		475,182
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	862	19,827	4,173	24,863	(24,863)	
計	395,989	96,646	7,410	500,046	(24,863)	475,182
営業利益	8,406	833	158	9,398	(260)	9,138

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	運送事業 (百万円)	販売事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	1,186,829	231,202	9,049	1,427,081		1,427,081
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,683	62,544	11,669	76,896	(76,896)	
計	1,189,512	293,746	20,718	1,503,978	(76,896)	1,427,081
営業利益	25,434	3,308	522	29,265	(1,245)	28,020

(注) 事業区分の方法及び各区分に属する主要な役務及び商品の名称

- (1) 事業区分の方法：運送事業、販売事業、その他の事業の3区分としております。
- (2) 各区分に属する主要な役務及び商品の名称

事業区分	主要な業務
運送事業	鉄道利用運送業、貨物自動車運送業、海上運送業、港湾運送業、利用航空運送業、倉庫業、重量物運搬架設置業及び工場内運搬作業等その他運送業
販売事業	物流機器・包装資材・梱包資材・車両・石油・LPガス等の販売業、リース、車両整備、保険代理店業
その他の事業	不動産の仲介・設計・監理・管理業、調査・研究業、貸金業、自動車運転教習業、労働者派遣業

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	418,440	12,852	16,421	27,468	475,182		475,182
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,235	2,962	1,578	1,733	8,510	(8,510)	
計	420,676	15,814	17,999	29,201	483,692	(8,510)	475,182
営業利益	6,931	847	458	1,195	9,433	(295)	9,138

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	1,264,980	35,555	49,128	77,417	1,427,081		1,427,081
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	7,558	9,302	5,630	6,022	28,513	(28,513)	
計	1,272,538	44,858	54,758	83,440	1,455,594	(28,513)	1,427,081
営業利益	22,062	2,194	1,491	3,385	29,133	(1,113)	28,020

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 米州.....アメリカ、カナダ及び中南米

(2) 欧州.....イギリス、オランダ、ドイツ等ヨーロッパ

(3) アジア・オセアニア.....中国、シンガポール、オーストラリア等アジア及びオセアニア

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	米州	欧州	アジア・オセアニア	計
海外売上高(百万円)	22,856	22,991	48,313	94,161
連結売上高(百万円)				475,182
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	4.8	4.8	10.2	19.8

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	米州	欧州	アジア・オセアニア	計
海外売上高(百万円)	75,564	75,744	143,321	294,630
連結売上高(百万円)				1,427,081
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	5.3	5.3	10.0	20.6

(注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

3 各区分に属する主な国又は地域

(1) 米州.....アメリカ、カナダ及び中南米

(2) 欧州.....イギリス、オランダ、ドイツ等ヨーロッパ及びアフリカ

(3) アジア・オセアニア.....中国、シンガポール、オーストラリア等アジア及びオセアニア

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	470円83銭	1株当たり純資産額	489円26銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	501,740	520,823
普通株式に係る純資産額(百万円)	491,008	510,253
差額の主な内訳(百万円)		
少数株主持分	10,731	10,569
普通株式の発行済株式数(千株)	1,062,299	1,062,299
普通株式の自己株式数(千株)	19,439	19,383
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	1,042,859	1,042,916

2 1株当たり四半期純利益金額

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	15円26銭	1株当たり四半期純利益金額	4円88銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
四半期純利益(百万円)	15,914	5,093
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	15,914	5,093
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,042,884	1,042,873

(重要な後発事象)

郵便事業株式会社との宅配便事業の統合等に関する事項

当社は、日本郵政株式会社との間で平成19年10月5日に締結された基本合意書、日本郵政株式会社及び郵便事業株式会社との間で平成20年4月25日に締結された統合基本合意書、並びに郵便事業株式会社との間で平成20年8月28日に締結された株主間契約書に基づき、平成21年1月23日開催の取締役会において、当社の宅配便事業を吸収分割によりJ Pエクスプレス株式会社に承継することを決議し、平成21年1月30日にJ Pエクスプレス株式会社との吸収分割契約を締結いたしました。吸収分割契約の概要は以下のとおりであります。

(1) 当該吸収分割会社の相手方に係る事項（平成20年9月30日現在）

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

a 商号	J Pエクスプレス株式会社
b 本店の所在地	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
c 代表者の氏名	代表取締役会長 白金 郁夫 代表取締役社長 木村 潤
d 資本金の額	300百万円
e 純資産の額	474百万円
f 総資産の額	601百万円
g 事業の内容	宅配便事業統合の準備及びこれに関連する業務

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

該当事項はありません（平成20年6月2日設立）。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
郵便事業株式会社	50%
日本通運株式会社	50%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社が50%出資する関連会社
人的関係	当社の従業員を取締役として2名及び監査役として1名派遣。
取引関係	該当事項はありません。

(2) 当該吸収分割の目的

当社は、郵便事業株式会社と、これまで両社において培ってきたブランド、顧客基盤、ネットワーク、ノウハウ等を最大限に活用し、競争力のある商品・サービスの開発及び顧客への提供を行うべく、宅配便事業の統合について準備を進めて参りました。本吸収分割は、当社の宅配便事業をJ Pエクスプレス株式会社に承継するものであります。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容、その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を分割会社とし、ＪＰエクスプレス株式会社を承継会社とする分社型吸収分割です。

吸収分割に係る割当ての内容

ＪＰエクスプレス株式会社は本吸収分割に際し、普通株式334,000株を発行し、当社に割り当てます。

吸収分割の日程

分割決議取締役会（当社）	平成21年1月23日
分割決議取締役会（ＪＰエクスプレス株式会社）	平成21年1月23日
吸収分割契約締結（当社・ＪＰエクスプレス株式会社）	平成21年1月30日
分割承認臨時株主総会（ＪＰエクスプレス株式会社）	平成21年3月（予定）
分割の効力発生日	平成21年4月1日（予定）

分割会社である当社においては、会社法第784条第3項の規定に基づく簡易吸収分割にあたるため、分割契約に関し株主総会の承認を経ずに行います。

承継会社が承継する権利義務

ＪＰエクスプレス株式会社は、当社とＪＰエクスプレス株式会社の間で合意する現金、当社の宅配便事業に係る拠点における不動産の所有権等、当社の宅配便事業に係る拠点において使用される動産の所有権、当社の宅配便事業に係る拠点に関する不動産賃貸借契約、専ら当社の宅配便事業に係る取引について顧客、取次店、委託先事業者等との間で締結されている契約、専ら当社の宅配便事業に係る物件について締結されているリース契約、その他専ら当社の宅配便事業に係る契約等の権利義務を承継する予定です。

競業禁止義務

当社は、本吸収分割の効力発生日から5年の間、本吸収分割によりＪＰエクスプレス株式会社に承継される当社の宅配便事業と競合する業務を行わない義務を負います。

吸収分割の条件

以下に記載する場合、当社はＪＰエクスプレス株式会社に対して本吸収分割の効力発生日に至るまでに通知を行うことにより、吸収分割契約を解除することができます。

- a．ＪＰエクスプレス株式会社が郵便事業株式会社に対して、本吸収分割の効力発生日に、払込金額の総額を32,700百万円とする募集株式の発行を行うことについて支障が生じた場合
- b．郵便事業株式会社とＪＰエクスプレス株式会社の間でなされる、平成21年10月1日までに郵便事業株式会社の宅配便事業をＪＰエクスプレス株式会社に移管するスケジュールに関する合意が、有効ではなくなった場合

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

J Pエクスプレス株式会社が事業実態のない準備会社であることや分割事業の特性等を踏まえ、両社協議のうえ、修正純資産価格法を算定手法の基礎とし、承継会社の純資産額及び承継する資産価格に基づき割当株式数を算定いたしました。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

a 商号	J Pエクスプレス株式会社
b 本店の所在地	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
c 代表者の氏名	代表取締役会長 白金 郁夫 代表取締役社長 木村 潤
d 資本金の額	8,650百万円(注)
e 純資産の額	未定
f 総資産の額	未定
g 事業の内容	宅配便事業及びこれに附帯する事業

(注) J Pエクスプレス株式会社の資本金の額は、本吸収分割により8,350百万円増加し、8,650百万円となり、平成21年4月1日に郵便事業株式会社に対して払込金額の総額を32,700百万円とする募集株式の発行を行うことにより16,350百万円増加しますので、25,000百万円となる予定であります。

(6) 分割する事業部門の概要

分割する事業部門の概要

- a . 分割する部門の事業内容 宅配便事業
b . 分割する部門の経営成績(平成19年4月1日から平成20年3月31日)

	承継する部門(a)	日本通運(b)	比率(a/b)
売上高	64,445百万円	1,312,125百万円(単独)	4.91%

c . 分割する資産、負債の項目及び金額

資 産		負 債	
項目	帳簿価格	項目	帳簿価格
流動資産	339百万円	流動負債	- 百万円
固定資産	12,237百万円	固定負債	- 百万円
合計	12,576百万円	合計	- 百万円

分割後の当社の状況

本分割後の商号、事業内容、本店所在地、代表者の役職・氏名、資本金及び決算期については、変更ありません。

(7) 今後の宅配便サービスとスケジュール

平成21年4月1日から平成21年9月末までの宅配便サービス

新ブランドでの業務開始は、平成21年10月1日からの予定ですが、それまでの期間のサービス等については、次のとおりです。

	現在のゆうパック	現在のペリカン便
サービス提供	9月末までは、引き続き、郵便事業株式会社が「ゆうパック」を提供します。	9月末までは、J P エクスプレス株式会社が「ペリカン便」ブランドでサービスを提供します（当社又は郵便事業株式会社に集配を委託する地域があります。）。
サービス内容・料金	9月末までは、現在のゆうパックと同じです。	J P エクスプレス株式会社として設定する新料金を適用します。
取扱拠点	9月末までは、現在ゆうパックを取り扱っている郵便事業株式会社の支店、郵便局、コンビニ、ゆうパック取扱所	9月末までは、現在ペリカン便を取り扱っている当社の営業所等、コンビニ、ペリカン便取扱店

今後のスケジュール

本統合の完了は、平成21年10月1日を予定しています。また、新ブランドは、本年5月末を目途に決定する予定です。

2【その他】

中間配当

平成20年10月31日開催の取締役会において、平成20年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対し、次のとおり中間配当を行う旨を決議致しました。

中間配当金(1株につき)	5.00円
中間配当金総額	5,214,289,425円
支払請求権の効力発生日並びに支払開始日	平成20年12月5日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

日本通運株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野 信行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五木田 明 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本通運株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本通運株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に、JPエクスプレス株式会社との吸収分割契約に関する事項が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。